

商品概要説明書【アパートローン】

中央三井信託

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

- ・本商品概要説明書は平成 24 年 4 月 1 日以降に旧中央三井信託銀行の店舗でご契約いただく方向けの説明書です。
- ・平成 24 年 3 月 31 日以前にご契約いただいたお客さまなどにおかれましては、お取引店へお問い合わせください。

1.商品名	アパートローン
2.ご利用いただける方	お借入時満 20 歳以上の方
3.ご資金の使いみち	アパート、マンションなどの賃貸用不動産の建築資金、購入資金、増改築資金、修繕資金、改装資金、借換資金およびこれに係る諸費用。
4.お借入限度額	100 万円以上 3 億円以内(10 万円単位)
5.お借入期間	1 年以上 35 年以内(1 カ月単位)。ただし、次の範囲内とします。 (1)借換資金の場合は、借り換えの対象となるローンの残存期間内。 (2)原則、建物の法定耐用年数以内。
6.お借入利率	<ul style="list-style-type: none">・お借入利率は、当社の窓口にお問い合わせください。・原則として毎月末までに翌月のお借入利率を決定いたします。ただし、金融情勢により月中に変更することがありますので、あらかじめご了承ください。・お借入時の金利プランは、次の2つのコースよりお選びいただけます。<ul style="list-style-type: none">(1)固定金利指定型 <変動金利コース> お借入利率は、短期プライムレート連動型を適用させていただきます。 お借入後の利率は、原則として年1回(10月1日)見直しを行い、12月の返済日から新利率を適用させていただきます。(2)固定金利指定型<固定金利コース> お借入利率は、お選びいただいた特約期間(3年、5年、10年)やお借入日などにより異なります。 お借入後、特約期間中は、固定利率となります。 特約期間終了時点で再度固定金利コースをお選びいただく場合は、お借入当初の利率とは異なる場合があります。・固定金利指定型<変動金利コース>をご利用の場合、当社所定の書類をご提出いただき、いつでも固定金利指定型<固定金利コース>に切り替えることが可能です。・固定金利指定型<固定金利コース>をご利用の場合、特約期間中の利率変更および固定金利指定型 <変動金利コース>に切り替えることはできません。・固定金利を選択される場合には、選択の都度、固定金利特約手数料5, 250円(税込み)が必要になります(お借入時を除きます)。

商品概要説明書【アパートローン】



(平成 24 年 4 月 1 日現在)

7.ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">・元利均等月賦返済、元金均等月賦返済の 2 種類の中からお選びいただけます。・利率の変更があるごとに、ご返済額を見直します。・ご返済額の見直し方法<ul style="list-style-type: none">(1)固定金利指定型〈変動金利コース〉<p>お借入後の利率は基準利率(短期プライムレートに連動して決定される当社所定の金利)の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。お借入後の利率の見直しは10月で、新利率は翌々月の約定返済日から適用します。利率の変更がある都度、ご返済額を見直します。</p>(2)固定金利指定型〈固定金利コース〉<p>お借入利率は、特約期間中(3年、5年、10年)は変わりません。固定金利を再度選択される場合、固定金利から変動金利へ切り替える場合、または、変動金利から固定金利へ切り替える場合は、その時点の適用利率、残存元金、残存期間に基づき再計算を行いご返済額が変更されますのでご注意ください。変動金利を選択された場合、それ以降の返済方法は変動金利コースと同様です。</p><p>※固定金利指定型・固定金利コース(3年)の例</p><p>固定金利指定型について借入当初の金利が適用されるのは固定金利期間(3年)に限ります。固定金利期間中は他の金利タイプへの変更はできません。3年経過時点で再度その時点での固定金利を選択することもできますが、この金利は借入当初の金利とは異なる可能性があります。</p>
8.団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none">・原則として、団体信用生命保険に加入していただきます。ただし、加入は 66 歳未満の健康な方に限ります。・団体信用生命保険に加入される場合と団体信用生命保険に加入されない場合とで、お借入利率が異なりますのでご注意ください。
9.保証人および担保	<ul style="list-style-type: none">・当社の判断により連帯保証が必要な場合があります。・当社に対して、お借入対象物件(土地・建物)に原則として第一順位の抵当権を設定登記していただきます。・お借入対象物件(建物)には、ローン完済時まで時価相当額を保険金額とする長期火災保険にご加入いただき、当社が抵当権と同順位の質権を設定させていただきます。
10.繰上返済および手数料	<ul style="list-style-type: none">・お借入時に、ローン取扱手数料 73,500 円(税込み)をお支払いいただきます。・繰上返済を行う場合は、以下の手数料または違約金をお支払いいただきます。 <p><変動金利の場合></p> <p>繰上返済を行う場合には、次の手数料をお支払いいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)一部繰上返済 5,250 円(税込み)(2)全額繰上返済 5,250 円(税込み)

商品概要説明書【アパートローン】



(平成 24 年 4 月 1 日現在)

	<p><固定金利の場合></p> <p>特約期間中の繰上返済(一部繰上返済を含む)はできません。</p> <p>ただし、お客さまからやむを得ないご事情により、繰上返済のお申し出があった場合、当社でこれを認めて、繰上返済に応ずることがあります。この場合には、以下の算式で計算される「違約金」をお支払いいただきます。なお、繰上返済希望日の 14 日前までにお申し出ください。</p> <p>【違約金の計算】</p> <p>繰上返済元金 × 2.0%</p>
11.当社が契約している 指定紛争解決機関	一般社団法人 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

○お申し込みにあたっては、当社所定の審査があり、その結果によってお借り入れ可能な金額に限度があります(お断りする場合があります)。

○ご返済額およびその他の費用についての試算は窓口までお申し出ください。